

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について

■ 1 経緯等

内閣府では、昭和 54 年度以来毎年7月を非行防止に関する月間としてきたが、平成 22 年度、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきている。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施する。

■ 2 主唱及び参加省庁等

・主唱	内閣府
・参加省庁等	各省庁、都道府県、市区町村
・協力団体	25 団体(青少年育成関係団体 等)
・協賛団体	59 団体(業界団体、業界自主規制団体 等)

■ 3 重点課題

■ 重点課題 1 子供の性被害の防止

■ 重点課題 2 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

■ 重点課題 3 有害環境への適切な対応

■ 重点課題 4 薬物乱用対策の推進

■ 重点課題 5 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

■ 重点課題 6 再非行(犯罪)の防止

■ 重点課題 7 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応